

平成 22 年度第 1 回石狩市国民健康保険運営協議会・会議録（要旨）

日 時 平成 22 年 8 月 26 日（木） 午後 7 時 00 分

場 所 石狩市役所 5 階第 2 委員会室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 市民生活部長あいさつ

4. 会長、副会長選出

5. 議 題

(1) 平成 21 年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算について（報告）

(2) 平成 21 年度石狩市国民健康保険安定化計画実施結果について（報告）

(3) 平成 22 年度石狩市国民健康保険安定化計画について

(4) その他

平成 22 年度における石狩市国民健康保険事業経営健全化計画への取組み状況

平成 22 年度版（平成 21 年度決算）「石狩市の国保」

6. その他 ~ 新たな収納組織体制について

7. 閉 会

出席者（9 名）

内田会長

辻副会長

川下委員

渋谷委員

松永委員

我妻委員

江頭委員

鷲尾委員

前橋委員

欠席者（1 名） 立石委員

事務局（7 名）

唐澤市民生活部長

上田国民健康保険課長

渡辺納税課長

宮野国保運営担当主査

蛭田国保運営担当主査

徳差賦課担当主査

開発納税担当主査

傍聴者 なし

平成22年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会

開 会（19：00）

事務局（上田課長）

本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成22年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております国民健康保険課長の上田と申します。

本日の協議会「会議次第」 4 . 会長、副会長選出までの間、私の方で進行いたします。

お手元に「委嘱状」をお配りしておりますので、ご査収宜しく申し上げます。

任期は、平成22年6月1日から平成24年5月31日までの2年間です。

次に、会議次第の3 . 市長のあいさつですが、あいにく所用により欠席しておりますので、代わりまして石狩市市民生活部長の唐澤よりご挨拶を申し上げます。

事務局（唐澤部長） あいさつ

事務局（上田課長）

次に、会議次第4 . 会長、副会長の選出に入ります前に、本日は、委員の委嘱後初めての協議会でございますので、それぞれ自己紹介をお願いできればと存じます。

大変恐縮ですが、被用者保険等保険者代表の前橋委員から順にお願いいたします。

委員の席順による自己紹介

～前橋委員・江頭委員・我妻委員・内田委員・辻委員

鷲尾委員・川下委員・渋谷委員・松永委員 以上9名

事務局（上田課長）

本日、立石委員におかれましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいておりますことをご報告いたします。

次に、出席職員よりそれぞれ自己紹介をいたします。

出席市職員による自己紹介

～事務局 唐澤・市民生活部長、上田・国民健康保険課長、

宮野・国民健康保険課国保運営担当主査、蛭田・同主査、

徳差・同課賦課担当主査

渡辺・納税課長、開発・納税課納税担当主査

事務局（上田課長）

次に会議次第4 . 会長、副会長の選出ですが、役員は、石狩市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項の規定に基づく会長と、同条第2項の規定に基づく会長に事故があるときに、公益を代表する委員の中から職務代理を務める副会長の選出となります。

なお、副会長については、協議会規則第4条で、公益を代表する委員の中から選出することが定められており、内田委員、鷲尾委員、辻委員のお三方からの選出となります。

ここで、役員の選出方法ですが、どのような方法がよろしいでしょうか。

よろしければ、事務局で用意した案をご提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

事務局（上田課長）

それでは、事務局の案として申し上げます。会長には、公益代表の内田博様、副会長には、同じく公益代表の辻義和様です。

この案でいかがでしょうか。

（異議なしの声）

事務局（上田課長）

異議がないとお言葉でしたので、会長に内田博様、副会長に辻義和様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、議事に入ります前に、本日の協議会は、石狩市国民健康保険条例第2条に規定する委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定に基づき成立していることを、ご報告申し上げます。

それでは、今後の議事進行につきましては、石狩市国民健康保険運営協議会規則第4条第1項の規定に基づき会長をお願いいたします。内田会長よろしくをお願いいたします。

内田会長

ただ今、会長にご指名いただきました内田です。先ほど、市民生活部長が、言われましたように国保に関する大きな制度改革が予定されております。石狩市の国保財政は非常に深刻な状態です。そういうこともありまして、新しい委員もおられると思いますが、非常に重要な市長の諮問組織ですから、重要な案件がこれから色々と挙がってくるのが予定されます。活発な議論が必要であると思いますし、私、司会の立場として、できる限り円滑な議事進行に努めますが、皆様のご協力もお願いしたいと思います。

簡単ですが、これであいさつに代えさせていただきます。

早速、議事に入りたいと思います。

今回の議事は、議題としては、3件プラスその他が挙がっておりますが、最初に平成21年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算について、事務局から報告願います。

事務局（宮野主査）

～説明：平成21年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算（資料1P～4P）

内田会長

この件につきまして、ご質問等ございますか。

川下委員

後期高齢者の場合、支援金となっておりますね。前期高齢者の場合は、納付金になっております。この違いは、どういうことなのですか。

事務局（宮野主査）

後期高齢者支援金につきましては、その名のとおり、高齢者医療制度が始まりまして、基本的には、保険制度としては、国民健康保険制度とは全く別のものになっています。別の健康保険ということですので、会計運営自体は、制度によって賄うべきものであり、ただ、後期高齢者医療制度につきましては、年齢層が高齢であることなどにより、医療費等もかなり多くかかり、この医療費を国の補てん分、さらに、保険料として被保険者の方々から徴収した保険料で賄う分で全ての会計運営を行うことは、かなり厳しいものがあります。その足りない部分を、若年層、75歳未満の方でそれぞれ健康保険、国民健康保険以外社会保険、共済組合などから応分の支援金としての負担をするものが、この後期高齢者支援金というものです。支援金という形なので、応援するとか、そういう意味あいから支援金と名づけられ

ていると思います。

前期高齢者納付金というものは、年齢層としては、65歳から74歳までの方を前期高齢者といっていますが、国民健康保険加入者は74歳以下の方で、前期高齢という年齢層に該当する方は、たくさん加入している現状にあります。他の保険、社会保険等においても同じような状況、ただ、社会保険等につきましては、現役で働いている方がたくさんおりますので、加入者の割合としては非常に少ない状況です。その加入割合に応じて、前期高齢者の方々に掛かる保険給付について、保険によって加入割合が偏っていますことから、国民健康保険としては加入割合が多いことから、医療費として歳出する金額が非常に多くなる。現役を退職されて加入されている被保険者の方がたくさんいることが、国民健康保険の構成になっております。その医療費が高くなる年齢層の方たちが加入している国保は、会計運営上、非常に厳しい。厳しいという表現があまりよくないかもしれませんが、支出が多くなることと比べて、会計運営する上で、歳入として税収で賄う、国の方で賄うということになると、歳入が限られた額に対して、歳出がかなり大きな額になると、これを保険者間で調整することが前期高齢者制度となっております。この納付金というのは、それぞれ加入者の割合に応じて、必ず保険者間で納めなければならないということが法律上定められております。国民健康保険については、納付額200万円くらいの金額です。歳入の方では、10億を超える歳入額として前期高齢者交付金を貰っています。これが、社会保険においては逆転するわけです。納付すべき金額は、65歳から74歳までの方の構成比によって決まりますので、社会保険の場合は、現役世代の方がたくさんいますので、前期高齢の年齢層の方はかなり少ない割合ということになります。少ない割合ということは、その年齢層の方たちに給付すべき保険給付費の支出額が少なくなるということで、その保険者間の割合に応じて納める額が、納付金として定められたものとなります。他の健康保険を支援するという意味のものではなくて、それぞれの保険者間で支えあうという意味あいの制度ですので、支援金という名ではなく納付という形で定められています。

内田会長

よろしいですか。

川下委員

もう一つ、先ほどの説明の中で、「保険者間で負担」ということが言われましたが、具体的に保険者間とは。

事務局（宮野主査）

国民健康保険、さらに会社勤めされている方が加入される社会保険、建設業などを営んでいる方の建設国保、会社が被保険者から保険料を集め会社自体で運営する組合健保、大きな企業になるとそういう形態が多いと思います。公務員が加入する共済組合など。それぞれの健康保険間で負担しあうというものになっております。

内田会長

他にございませんか。

ないようでしたら、平成21年度決算報告については、承認するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、平成21年度石狩市国民健康保健事業特別会計決算報告については承認をいたします。

次に、議題の(2)平成21年度国民健康保険安定化計画の実施結果について、議題の(3)平成22年度国民健康保険安定化計画について、両方とも関連がございますので、事務局から報告願います。

事務局(蛭田主査)

～説明：平成21年度国民健康保険安定化計画の実施結果について(資料6P～11P)

事務局(宮野主査)

～説明：平成22年度国民健康保険事業運営安定化計画について(資料12P～27P)

内田会長

ただいまの二つの件について、ご質問等ございますか。

松永委員

私の1期目のものですから、色々教えていただきたいことがあります。7ページの「医療費通知の充実強化」について、強化する意義、意味を、私には分からない部分があるので、詳しく教えていただきたいと思えます。

8ページの5の生活習慣病予防を目的とした部分があるのですが、今、メディアでも言われていますが、「うつ病」「うつ病予備軍」等も、この後入っていくのかなと、そこらへんは国で決めるのかなと思えますが、教えていただきたい。

14ページのコンビニ収納について、考えられる障害はどういうものがあるのか。(4)の行政サービス制限の実施について、例えば、制限するとして何を制限するのかということをお伺いしたいのですが。

事務局(蛭田主査)

医療費通知につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、医療費の金額、日数・回数、病院名などが記載されており、それぞれ被保険者ごとに記載され、これくらいの医療費が掛かっているということを周知することによって医療費の抑制につながるものと、意味があることと思われまして、これを続けております。長年続けている制度でございます。

うつ病に関しまして、8ページに記載の中には入っておりません。

事務局(宮野主査)

コンビニ収納につきまして、何が障害になるのかというご質問ですが、コンビニ収納するにあたりましては、各種コンビニ業者に収納を委託する形になりますが、委託1件当たりの単価が非常に高いことが一つの障害というものとなっております。やはり、委託するにあたりましては、それなりの費用対効果を上げなければいけないということがあり、コンビニ収納することによってどれくらい収納率が上がるのかという部分も未知数というか、現状どのくらい上がるのも分からない状況であります。

現在、石狩市では水道料金について、コンビニ収納を行っておりますが、現状、実施してみるとさほど大幅に収納が上がっているというような状況ではなかった。現状維持よりも、少し良くなったぐらいと記憶しておりますが、これを、国保の保険税の収納の方にコンビニ収納を実施した場合、国保会計としては厳しい状況です。収納率を上げることは、一つの会計健全化するための大きな材料ですが、委託にあたっては、多額の支出も想定されますので、現時点では、検討すべきものとして考えられますが、実施には至っていない状況となっております。

松永委員

あと、14ページの行政サービス制限の実施について、例えば、何が挙げられるのですか。

事務局（開発主査）

包括的な部分がございまして、主に保健・福祉面における医療費に対する助成制度サービスの制限などがございます。

松永委員

例えば、3カ月間遅れたら何パーセントとか。

事務局（宮野主査）

こちらの悪質滞納者という名目がついておりますので、著しく滞納している、さらに、支払意思が催告をしても見受けられないとか、滞納者の中でも、収入減によって支払えない方以外にも実際に収入があっても支払う意思がない方も現実的にはおりますので、そのような方に対しましては、一定の行政サービスとして実施しているものを制限させていただいた上で、滞納状況を改善の方向に向けていただくという形のものとして、実施しているものです。滞納期間が、何カ月にわたって行政サービスを何パーセント制限するというものではありません。収入があるのに支払わないなどの悪質滞納者に対して実施しているものです。

松永委員

これをなくすために、債権回収の組織を替えたのも一つですか。

事務局（宮野主査）

収納対策として、収納の部分を強化する取組みが、滞納を少しでも減らすことによって、国保会計では会計の健全化につながる。さらに、収納部門が分化していると、それぞれ市で行っている徴収業務、市税等色々あるわけですが、一体化することによって市全体としての収納効率を良くするようなことが目的として、この組織の一元化があります。

内田会長

その他質問等ございませんか。

昨年、健全化計画を策定して、確か7月でしたね。21年度に関しては、ちょうど半分くらいのところですね。年度でいうと、前半は健全化計画ができていなくて、後半になって健全化計画が動いた。

事務局（上田課長）

経営健全化計画は、今年の3月に策定し、22年度からの5カ年間ということで、今、取組みを行っております。

内田会長

このときには、経営健全化計画をつくる議論をしていた段階で、ここでは反映されているわけではなかった。

特定健診の受診率がこれだけ低い理由は何でしょうか。

事務局（宮野主査）

実際、アンケート調査も実施しているところですが、回答の中味としては、時間がないとか、自発的に行くきっかけとか、そのようなものがないという回答が多いこともあり、後、身近なところで健診が受けられればという回答もありました。自発的に健診を受けるには、常に自分の体は健康であると思う方もたくさんおまして、体のことは気にしているけれども、実際、足を運んで健診を受けに行く時間がなかったりとか、行動につながるきっかけがなかったりという部分では、アンケート調査の中でも顕著には現れていたと思います。特定健康診査に対する認識が定着していないという部分も多く要因としては含んでいると考えております。

内田会長

他にございませんか。

松永委員

10 ページですが、私も過去、消費者金融に勤めていたことがありまして、債権回収というものを行っていたのですが。実際は、徴収は何名体制なのですか。5 名でよろしいですか。

事務局（開発主査）

実際は、12 名体制です。

松永委員

これで、足りているのですか。

事務局（渡辺課長）

現状を申し上げますと、12 名おりますが、一人当たりの受持ち件数が 500～600 件になります。もし、こまめに回るとすると、もっとこまめな対応をしないと収納率が上がらないとすると、現状ではやはり人数は少ないと思われま。

松永委員

私も経験があるのですが、必ず 2 人で行きなさいとか、1 人で行くと何かあると危ないので、私もすごく危険な目にあったことがあるんですが、多分少ないのであろうと、見てお思いになるのではと思いますが。そういったことも、「じゃあ回収してきて」といって簡単にできるものでもないかなと思いますので、そういった意味での研修が必要なのかなと感じました。

事務局（渡辺課長）

この後、一枚表を出していますが、私の方からご説明いたします。

7 月から、納税課と国保収納担当の方が一元化、統合いたしまして。何故、統合となったと申しますと、国保税と市税も同じような対象者を抱えながら、同じようなやり方でやっていると、もっと効率のいい、これから人員が減っていく時代の中で、如何に効率的で収納率を上げるのかという点で、これらの組織をうまく運営するのにあたって必要であろうということから、平成 18 年度から色々協議を重ねて参りましたが、そろそろ収納部門を一元化する時期にきているのではないかとこのことで、7 月にその部門を統合いたしまして、効率的な収納対策を行っていくという状況になってきております。

松永委員

この一元化の組織体制を見まして、シンプルで各担当も分かりやすく、債権回収も新設されて、収納率が上がるのではないかと考えているのですが、後はどのように回収するか、そこだと思っております。中長期的なスパンだと思っております。

事務局（渡辺課長）

それぞれ計画を持ってしまして、それに見合った形の中で、徐々にですが、少しずつ目標値を高めていくよう、職員の資質を高めながら、その目標に向かって頑張っていくというようなことになっていくものと思います。

辻委員

1 点だけ教えて下さい。6 ページの安定化計画実施結果について、ジェネリック医薬品を利用しやすいようやっておりますが、少し効果が出ていることを把握されておりますか。

全国的にマスコミでは、啓蒙されているようすけれども、石狩市として、何かつかまれていることはありますか。

事務局（上田課長）

現状では、ジェネリック医薬品の医療費に係る効果というところまでの把握、分析というのはできていない状況です。

我妻委員

特定健診のことですが、9.65 パーセントで市町村の中で最低のレベルといたしますけれど、最高に特定健診が行われているところでは何パーセントくらいなのでしょう。

事務局（宮野主査）

今手元に資料はございませんが、道内の市で、約 50 パーセント程に至っている市町村は最高です。平均的には、20 から 30 パーセントというのが、ほぼ平均であると記憶しております。

我妻委員

石狩市は、市で開業している内科の先生達、病院全てが特定健診に関わっているわけではないです。特定健診のあり方ということは、色々、保健推進課と医師会として話し合ったり、中味の吟味をしたりとか、その後のデータの把握、保健指導の進め方であるとかというような事後のことを、かなり徹底してやっていかないと、健診だけやったから意味があるのかというようなことのすれ違いというか、うまくすり合せができていなくて、なかなか石狩市として、特定健診事業というのは、あまりうまくいっていないのではないかという印象があるのです。だから、このような数値にもなっているのかなと。今、私も、医師会をまとめることをやっているわけで、その辺のことも、今後、特定健診をどのように内容を吟味しながらやっていくべきなのかということをもっともっと考えるべきではないのかなと。市町村の国保の特定健診と社会保険、組合健保などがやっている特定健診の受診率やその成果なり、ある程度「みんな受けなさい」と組合健保であればできているのかと思うのですが、その辺の啓蒙とか、「みんな受けましょうね」とか、実際にやる医療機関とのうまいすり合せをもっと考えていった方がよいかと思えます。

事務局（唐澤部長）

今、我妻委員からアドバイスをいただいたと認識しております。

この特定健診につきましては、平成 25 年度までに 65 パーセント受診率が達していないと、ペナルティが課せられるという国の大きな一つの施策の部分もありまして、22 年度から我妻委員のお話されましたような健診のメニュー項目を増加させるとか、受診環境の整備といっていますが、かかり付けの病院が札幌市にある場合でも受診できる、健診ができる枠の中に包含できるようなことも、22 年度から実施しております。

早急に受診率を上げていかないと、ペナルティが課せられるというリスクも背負うものですから、22 年度から積極的に取り進めて参ります。

先ほど担当からご説明しましたが、受けていただくには、何故受けないのかというアンケート調査も実施しましたが、「自分の体は自分が知っている」と、「私は元気なのだからあえて健診に行かなくても」という考えの方も多いということも事実です。私どもの方も、必要性、重要性の PR、周知を徹底的に行っていく必要があると考えておりますので、22 年度は大きく枠を広げており、23 年度以降も、その結果を踏まえながら十分研究して参ります。

内田会長

その他質問等ございませんか。

ないようでしたら、これらの 2 議件について承認をするということによろしいですか。

(異議なしの声)

それでは、「平成 21 年度国民健康保険安定化計画の実施結果」及び「平成 22 年度国民健康保険安定化計画」について承認をいたします。

次に、議題の(4)その他ですが、事務局から何かございますか。

事務局(上田課長)

～説明：石狩市国民健康保険事業経営健全化計画への 22 年度の取組みの現状について
「石狩市の国保(平成 22 年度版)」(26 日・会議での配付資料)

事務局(渡辺課長)

～報告・説明「納税課・国保収納担当の収納組織一元化」に関わる新旧組織体制について
(配付資料なし)

内田会長

以上の 2 つの報告について、質問ございましたらどうぞ。

松永委員

債権回収対策課長にしないで、参事にしたのは何かあるのですか。

事務局(渡辺課長)

これまで現課で、保育料・介護保険料・水道下水道料・市営住宅使用料などそれぞれ対応するような形になっていました。役所の機構の中で、組織的にやっていくとなると、現課としてはノウハウを持っていない部分が大きなネックとなっておりまして、そういう意味におきましては、本来であれば、現課の中で、それぞれの担当職員が合わせてやっていかなければいけない状況ですが、今申し上げましたとおり、ノウハウを持っていない状況にあることから、債権回収機構というのは、直接、手を下すのではなくて、担当職員の中に入りながらノウハウを教えながら、最終的には自分たちで滞納処分をできるような形にしていくことが、最終命題となります。なかなかノウハウを身に着けるといことは、たいへんなものですから、本来であれば大きな組織が必要と思われませんが、ただ、あくまでも現課の中で処理していただきたいとの前提があるものですから、課ではなくて室とし、各担当に入りながら指導していく、現課で対応できない悪質なものについては、一緒に裁判なり色々な形を含めた中で、ノウハウを指導していく、合わせて一緒にやって行く状況を想定しております。

非常に少ない人数の職員ですけれども、なんとか現課の方に指導していきながら、現課で対応できるようになることを目標として、配置したものでございます。

内田会長

よろしいですか。ないようでしたら、これで議案については終わります。その他、事務局の方からございますか。

事務局(上田課長)

今回の会議の開催時期について申し上げます。平成 23 年度から国民健康保険税の限度額の見直しを予定しておりまして、本協議会への諮問案件となりますことから、ご審議をお願いしたいと存じます。

時期的には、11 月頃になるかと考えておりますが、詳細な日程等につきましては、今後、内田会長とご相談をさせていただいて、また、あらためて委員の皆様にご案内をさせていただきたいと存じますので、よろしくようお願い申し上げます。

事務局からは、以上です。

内田会長

では、以上をもちまして、平成 22 年度第 1 回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。

閉 会（ 2 0 : 3 5 ）

上記会議の経過（要旨）を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年 9月26日

署名 _____ 会長 内田 博 印 _____

石狩市国民健康保険運営協議会の議事録作成について

「市民の声を活かす条例」に基づく「審議会等のガイドライン（平成18年5月24日制定）

現在、「市民参加手続運用マニュアル2008（H20.7月）」の「審議会マニュアル」の運用について、平成18年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会において運営協議会議事録作成ルールを確認している。

（内容）議事録作成については、諮問案件がある場合について議事録作成するものとし、それ以外については要点筆記により協議内容を作成する。